第 七 章　生徒会会則規程

我々八重山商工高等学校の生徒は、生徒会を組織し、その活動を通じて、明朗堅実なる学園を建設することを誓う。

１．総則

第 1 条　本会は、沖縄県立八重山商工高等学校生徒会と称する。

第 2 条　本会は、生徒の自治活動により、会員相互の福祉を図り、学園の向上発展に貢献すると共に将来良き公民となる素質を養うことを、目的とす。

第 3 条　本会員は、本会の議決事項を行う権利を有する。

第 4 条　本会員は、会則を守る義務を負う。

第 5 条　本会の会合は、すべて学校長の許可を得なければならない。

第 6 条　本会の議決事項は、すべて職員会議を経て、学校長の承認を受けて成立する。

２．組織

第 7 条　本会は、八重山商工高等学校生徒を以って組織し、職員をその顧問とする。

３．機関

第 8 条　本会に次の機関を置く。

１．生徒総会　２．中央委員会　３．執行委員会　４．企画委員会　５．専門委員会
６．部長会　７．ホームルーム　８．選挙管理委員会　９．会計監査委員会
１０．広報委員会　１１．放送委員会

4. 役員

第 9 条　本会に次の役員を置く。

会長（1名）　副会長（男女各1名）書記（男女各１名）会計（男女各1名）
各専門委員長（各1名）　広報委員（男女各1名）　放送委員（男女各１名）

第 10 条　会長は、本会を代表する。且つ会長は生徒会の運営にあたり、学校長の許可を得て、本会の目的を達するための活動に関し、審議実行する権限を有する。

副会長は、会長を補佐し、会長支障あるときは、その職務を代行する。

第 11 条　会長は、生徒会を統括し、必要に応じて、中央委員会、専門委員会、部長会を召集することができる。

第 12 条　会長は、正当な理由ある場合、中央委員、専門委員を解任することができる。ただし解任について、ホームルームに勧告を行いホームルームで信任投票を行う。

第 13 条　（１）書記は、庶務をつかさどる。
（２）広報委員は、生徒会各種行事について広報を取り扱う。
（３）放送委員は、生徒会各種行事について放送を取り扱う。

第 14 条　会計は、会計事務をつかさどり、会計報告の義務をもつ。

第 15 条　会長・副会長は、全会員の直接無記名投票によって選ばれる。書記・会計・広報委員・放送委員及び各専門委員長は、会長の任命による。

第 16 条　本会役員の任期は、７月から翌年の６月までの１ヵ年とする。ただし再任をさまたげない。

第 17 条　会長・副会長に欠員の生じた場合は、二週間以内に全会員で補欠選挙を行う。欠員補充で選任された役員の任期は前任者の残存期間とする。

第 18 条　会長・副会長の解任要求は、会員の3分の1以上の署名ある申請書が提出された場合、一週間以内に全会員の信任投票を行い過半数の不信任を得た時に解任する。

第 19 条　会長は、書記・会計・広報委員・放送委員及び各専門委員長を罷免することができる。

第 20 条　本会の役員は、他の役員を兼ねることはできない。

５．　総会

第 21 条　総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回開くことを原則とする。ただし、次の場合は、臨時に開催することができる。

１．中央委員会の要請があるとき。

２．会員の3分の1以上の要求があるとき。

３．会長が必要と認めたとき。

第 22 条　総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。但し、卒業試験以後3年生が出校しない期間に総会が開催されるときは、三年生は会員数から除くものとする。議決は出席会員の３分の２以上の賛成による。

第 23 条　総会は、次の事項を議する。

１．予算及び決算の承認

２．会則の制定及び改廃

３．その他

６．中央委員会

第 24 条　中央委員会は、総会に次ぐ議決機関で次の審議決定する。

１．生徒総会に付議すべき議案

２．諸規程の制定並びに改廃

３．生徒会行事に関すること

４．予算に関すること

５．その他

第 25 条　中央委員会は、ホームルーム正・副委員長並びに生徒会役員をもって構成する。但し、生徒会役員は発言権は有するが議決権は有しない。

第 26 条　委員の任期は、一学期間とする。

第 27 条　中央委員会は、議長の召集により月一回開催することを原則とする。臨時中央委員会は緊急を要すると認められる議事ある場合に召集し、また委員の３分の１以上の要求があるときは開かねばならない。

第 28 条　中央委員会に議長１名、副議長、書記２名置く。議長・副議長は委員の互選とし、書記は、議長がこれを委託する。

第 29 条　議長は、中央委員会の召集並びに議事の運営をなす。副議長は議長を補佐し、議長に支障あるときは、議長を代行する。

第 30 条　書記は、議事を記録し、議事録を保存する。

第 31 条　中央委員会は中央委員の３分の１の出席により、成立する。議決は、出席委員の過半数による。但し、可否同数の場合は議長の定めるところによる。

第 32 条　中央委員会は、必要に応じて専門委員会に対して諮問する。
第 33 条　中央委員会は原則としてこれを公開する。

７．企画委員会
第 34 条　（1）企画委員会は生徒会役員と各専門委員長、リーダー長をもって構成する。（2）生徒会における予算案の編成及び計画執行にあたる。

８．専門委員会
第 35 条　専門委員会は各ホームルームから選出された委員によって構成する。専門副委員長は書く委員により互選する。
第 36 条　専門委員会は決議事項あるいはその発意による企画を企画委員会の承認を得てこれを執行する。
第 37 条　専門委員会には次の委員会をおく。
１．文化委員会　２．生活委員会　３．美化委員会　４．保体委員会　５．図書委員会
６．新聞委員会　７．進路委員会

1. 文化委員会は、各クラスの文化委員長をもって構成し、次のことを行う。但し、任期は１学期間とし、再選をさまたげない。
(ア)学習効果をあげるための積極的な企画と運営。
(イ)生徒会行事における文化系のものを一切つかさどる。
(ウ)その他

2. 生活委員会は、各クラスの生活委員長をもって構成し、次のことを行う。但し、任期は１学期間とし、再選をさまたげない。
(ア)生徒心得にもとづき学校生活の改善向上を図る。
(イ)欠席、欠課、遅刻等を、徹底的になくなるように努める。
(ウ)委員長は生徒会行事等における全体集会時の指揮をとる。
(エ)学習時の態度の確立。
(オ)その他

3. 美化委員会は、各クラスの美化委員長をもって構成し、次のことを行う。但し、任期は１学期間とし、再選をさまたげない。
(ア)教室内外および校域全般の整備、美化に努める。
(イ)机、腰掛け、建具、ルーム園等の管理。
(ウ)清掃用具の管理。
(エ)美化コンクール等の企画と実施。
(オ)その他

4. 保体委員会は、各クラスの保体委員長をもって構成し、次のことを行う。但し、任期は１学期間とし再選をさまたげない。
(ア)保健、安全に関する事項。
(イ)レクリェーション及び生徒相互の親睦等に関する事項。
(ウ)生徒会行事における体育系のものを一切。
(エ)その他

5. 図書委員会は、各クラスの図書委員長をもって構成し、次のことを行う。但し、任期は１学期間とし再選をさまたげない。
(ア)読書会等の計画、推進。

(イ)学校図書の運営の手助け。
(ウ)その他

6. 新聞委員会は、各クラスの新聞委員長をもって構成し、次のことを行う。但し、任期は１学期間とし再選をさまたげない。
(ア)生徒会新聞の発行。
(イ)学校新聞コンクール等の計画と推進。
(ウ)その他

7. 進路委員会は、各クラスの進路委員（男女各１名）をもって構成し、次のことを行う。但し、任期は１学期間とし再選をさまたげない。ホームルームには、進路委員を他と併置せず、クラスの進路委員は、普段は他の委員と協力してホームルーム活動をする。
(ア)進路指導部教諭の指導のもと諸活動を推進する。
(イ)進路委員会の予算は、進路指導部から支出する。
(ウ)進路委員会の諸活動は、下記の内容とする。
①進路についてのLHRに関する資料の作成
②進路室運営の手助け
③進路だよりの作成及びその他進路に関すること

第 38 条　専門委員会は、必要に応じて委員長がこれを召集する。

第 39 条　専門委員会は、委員の３分の２以上の出席により成立する。決議は出席委員の過半数による。

９．ホームルーム

第 40 条　ホームルーム長は、ホームルームにおいて生徒会の活動に関する報告を行い、中央委員会に提出する問題の審議を主宰する。

第 41 条　各ホームルームは、生徒会と協力して活動する。各ホームルームに次の各委員を置き、会員はいずれかの委員に属するものとする。
１．文化委員　２．生活委員　３．美化委員
４．保体委員　５．図書委員　６．新聞委員

１０．部活動

第 42 条
（１）部は同好の会員の自主的活動を通して各個人の社会性の形成、個性の伸長、創造性の養成、健康の保持増進を目的とする。
（２）部長会は、体育系部と文化系部の各部長によって構成される。
（３）部活動は夏季・冬季を区別せず、１年間を通した時間とする。但し、考査１週間より考査終了までは別に定める。

（活動時間）
（４）　平日における部活動時間
①　午前の部活動時間は、午前６時３０分から午前８時までとする。
②　午後の部活動時間は、放課後から午後８時までとする。
（５）　休日における部活動時間
①　午前の部活動時間は、午前６時３０分からとする。
②　午後の部活動時間は、午後６時までとする。
③　完全下校は午後６時３０分とする。

（活動時間の延長）

（６）　部活動時間の延長

①　部活動時間の延長は事前に提案し、全職員の了承と校長の承認をもって行うことができる。但し、大会や公演の１ヵ月前からとする。

②　合宿や大会・公演等においては、担当職員や顧問の責任において、活動時間の延長を認める。

（活動期間の延長）

（７）　部活動は原則として考査１週間前より考査終了までその活動を停止する。但し、部活動の延長は全職員の了承と校長の承認をもって行うことができるが、考査日当日から考査終了までは部活動を許可しない。考査とは、各学期における中間・期末考査を指す。

第 43 条　部登録は、４月中旬までに登録しなければならない。体育系部と文化系部それぞれ１つに所属することを認めるが、同時に２つ以上に所属できないものとする。

第 44 条　部の正副部長は、各部員の互選とする。

第 45 条　（１）部発起人は、体育系、文化系部長会を経て中央委員会に、申請書を提出し、中央委員会の承認を得なければならない。

（２）年度途中の部設立は認められないが、同様の活動をしたい場合は、上記と同様の手続きを経て同好会として活動するようにする。

（３）同好会には、原則として予算の割り振りはないが、中央委員会で必要と認めた場合は、最小限の活動費が与えられることもある。

（４）４月の部加入者調べの時点で部員数が10名に満たない場合は、原則として部ではなく同好会とする。

第 46 条　各部の部長は、予算の全責任をとる。

第 47 条　経費の支出は、所定の請求書に所要の事項を記入し、責任者の署名及び関係（部長・部顧問・生徒会会計・生徒会顧問）の捺印を得たものに対して会計係りは、会費納入状況、予算、その他の面から検討して支出する。

１１．会計

第 48 条　本会の経費は、入会金及び会費、その他の収入をもって支弁する。

第 49 条　本会の会費は、1人当り年額2,500円を年度初めに納入する。

第 50 条　本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 51 条　本会の現金保管及び管理は職員会計に依託する。

１２．帳簿

第 52 条　本会に下記の帳簿を置く。

１．生徒会会則及び諸規約
２．会員名簿
３．会計簿
４．議事録
５．沿革史
６．備品台帳
７．その他

第 53 条　会則の改正は、中央委員会の3分の1以上が必要と認めた場合、または会員の4分の1以上の署名による要請があった場合、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得た後行われる。

第 54 条　本会則の改正及び諸規約の改正は中央委員会の出席委員の3分の2以上の同意で可決された後、生徒総会に提出され出席者の3分の2以上の同意をもって成立する。

１３．選挙管理委員会

第 55 条　選挙管理委員会は、各ホームルームより選出された男女各1名の委員をもって構成し、本会の選挙に関する一切の事務を行う。

第 56 条　選挙管理委員会は、委員長1名、副委員長1名を置く。

第 57 条　選挙に関する規程は、別にこれを定める。

１４．会計監査委員会

第 58 条　八重山商工高等学校生徒会会則第3章第8条に定める会計監査委員会に関する細則は次のように定める。

第 59 条　会計監査委員会は、中央委員会の推薦により、会長の指名した者3人で構成し、会計監査の任務にあたる。

第 60 条　監査は、原則として学期毎に1回行うこととし、日程は委員会で定める。但し、委員会で必要と認めたときは、臨時に監査を行うことができる。

第 61 条　原則として監査を行う日の3日前に生徒会長にその旨通告する。

第 62 条　監査委員会は、生徒会諸会計の一切に亘り監査が行うが、主に下記のことを行う。

（ア）帳簿間の照合

（イ）帳簿の現金証

（ウ）帳簿の保管品と照合

第 63 条　監査委員会は、部の部長（会計でも可）に対して、関係書類提出の権限を有する。

第 64 条　監査は、構内においてこれを行う。

第 65 条　現金及び現物は、生徒会会計と会計顧問にその残高を確認せしめ、その後で監査を行うものとす。

第 66 条　監査を終えたときは、監査書を作り、総会に報告し、意見を述べることとする。

１５．広報委員会

第 67 条　広報委員会は、広報委員（男女各1名）・書記（男女各1名）・新聞委員長で構成される。

第 68 条（１）広報委員会は、生徒会活動に関して会員並びに職員の意見等を把握しその広報につかさどる。

（２）生徒会活動沿革史の編成を行う

１６．放送委員会

第 69 条　放送委員会は、放送委員（男女各1名）を中心にし、広報委員（男女各1名）・書記（男女各1名）で構成される。

第 70 条　放送委員会は、生徒会活動に関する各種行事の放送の取り扱いをつかさどる。但し、放送部がある場合は、放送部の正副部長を放送委員とし放送部の協力を得る。

※備品在庫報告書（別紙）

※予算請求書（別紙）

附　則　（１）この規程は２００５年３月２３日一部改正。
（２）この規程は２００５年９月２９日一部改正。
（３）この規程は２００６年３月２３日一部改正。
（４）この規程は２００９年９月２９日一部改正。10項第42条(3)～(7)
（５）この規程は２０１０年４月６日一部改正。10項第42条(6)